

2021年12月24日

実務対応報告公開草案第 62 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」

実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2020 年 9 月 29 日）を次のように改正する（改正部分
に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>実務対応報告第 40 号 LIBOR を参照する金融商品に関するヘッ ジ会計の取扱い</p> <p style="text-align: right;">2020 年 9 月 29 日 <u>改正 20XX 年 XX 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>実務対応報告第 40 号 LIBOR を参照する金融商品に関するヘッ ジ会計の取扱い</p> <p style="text-align: right;">2020 年 9 月 29 日 企業会計基準委員会</p>
<p>会計処理</p> <p>金利指標置換後の会計処理 ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）</p> <p>14. 金利指標置換前において第 3 項に示した本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用していた場合、事後テストに関する第 8 項の取扱いを適用していたか否かにかかわらず、金利指標置換時以後、同項の取扱いを適用し、<u>2024</u>年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までヘッジ会計を継続することができる。また、同項の取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換え、ヘッジ文書の記載を変更した</p>	<p>会計処理</p> <p>金利指標置換後の会計処理 ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）</p> <p>14. 金利指標置換前において第 3 項に示した本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用していた場合、事後テストに関する第 8 項の取扱いを適用していたか否かにかかわらず、金利指標置換時以後、同項の取扱いを適用し、<u>2023</u>年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までヘッジ会計を継続することができる。また、同項の取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換え、ヘッジ文書の記載を変更した</p>

公開草案	現行
<p>としても、ヘッジ会計の適用を継続することができる。</p>	<p>としても、ヘッジ会計の適用を継続することができる。</p>
<p>15. 前項に従い <u>2024</u>年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までヘッジ会計を継続した場合、<u>2024</u>年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度の期首以降に事後テストを実施するときは、金融商品実務指針第 156 項の定めに従い、原則としてヘッジ開始時を起点としてヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する。ただし、継続適用を条件に、金利指標置換時(前項に従い再度金利指標を置き換えた場合は当該再置換時を含む。)を起点とすることを選択することができる。</p>	<p>15. 前項に従い <u>2023</u>年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までヘッジ会計を継続した場合、<u>2023</u>年 4 月以降に事後テストを実施するときは、金融商品実務指針第 156 項の定めに従い、原則としてヘッジ開始時を起点としてヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する。ただし、継続適用を条件に、金利指標置換時(前項に従い再度金利指標を置き換えた場合は当該再置換時を含む。)を起点とすることを選択することができる。</p>
<p>包括ヘッジ</p> <p>18. 金利指標置換前において第 3 項に示した本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品を含むグループをヘッジ対象として包括ヘッジを適用していた場合、包括ヘッジに関する第 9 項の取扱いを適用していたか否かにかかわらず、金利指標置換時以後、同項の取扱いを適用し、<u>2024</u>年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで包括ヘッジの適用を継続することができる。また、同項の取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換え、ヘッジ文書の記載を変更したとしても、包括ヘッジの適用を継続することができる。</p>	<p>包括ヘッジ</p> <p>18. 金利指標置換前において第 3 項に示した本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品を含むグループをヘッジ対象として包括ヘッジを適用していた場合、包括ヘッジに関する第 9 項の取扱いを適用していたか否かにかかわらず、金利指標置換時以後、同項の取扱いを適用し、<u>2023</u>年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで包括ヘッジの適用を継続することができる。また、同項の取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換え、ヘッジ文書の記載を変更したとしても、包括ヘッジの適用を継続することができる。</p>
<p>金利スワップの特例処理等</p> <p>19. 金利指標置換前において第 3 項に示した本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段として金利スワップの特例処理を適用していた場合、金利スワップの特例処</p>	<p>金利スワップの特例処理等</p> <p>19. 金利指標置換前において第 3 項に示した本実務対応報告の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用していた場合、金利スワップの特例処理に関する第</p>

公開草案	現行
<p>理に関する第 11 項の取扱いを適用していたか否かにかかわらず、金利指標置換時以後、同項の取扱いを適用し、<u>2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで金利スワップの特例処理の適用を継続することができる。</u>また、この特例的な取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換えたとしても、金利スワップの特例処理の適用を継続することができる。</p> <p><u>なお、金利指標置換後に金利スワップの特例処理に係る金融商品実務指針第 178 項の⑤以外の要件が満たされている場合には、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度の期首以降も金利スワップの特例処理の適用を継続することができる。</u></p>	<p>11 項の取扱いを適用していたか否かにかかわらず、金利指標置換時以後、同項の取扱いを適用し、<u>2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで金利スワップの特例処理の適用を継続することができる。</u>また、<u>振当処理に関する第 12 項の取扱いを適用していたか否かにかかわらず、金利指標置換時以後、同項の取扱いを適用し、2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで振当処理の適用を継続することができる。</u>さらに、<u>これらの特例的な取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換えたとしても、金利スワップの特例処理又は振当処理の適用を継続することができる。</u></p>
<p>19-2. <u>金利指標置換時が 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の期末日までに到来していない場合であっても、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までに行われた契約条件の変更又は契約の切替が金利スワップの特例処理に係る金融商品実務指針第 178 項の⑤以外の要件を満たしているときは、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の期末日後に到来する金利指標置換時以後も金利スワップの特例処理の適用を継続することができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>19-3. <u>第 19 項及び第 19-2 項の取扱いについては、振当処理にも同様に適用することができる。</u>この場合、金利スワップの特例処理に関する第 11 項の取扱いを振当処理に関する第 12 項の取扱いと読み替えるものとする。また、金利スワップの特例処理に係る金融商品実務指針第 178 項の要件を振当処理に係る外貨建会計処理基準一 1、2(1)及び注解（注 6）並びに外貨建実務指針第 3 項及び第 5</p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
項の要件と読み替えるものとする。	
<p>注記事項</p> <p>21. 前項の注記は、<u>2024</u>年3月31日以前に終了する事業年度まで行うものとする。</p>	<p>注記事項</p> <p>21. 前項の注記は、<u>2023</u>年3月31日以前に終了する事業年度まで行うものとする。</p>
<p>適用時期等</p> <p>22. <u>2020年に公表された本実務対応報告</u>（以下「<u>2020年実務対応報告</u>」という。）は、公表日以後適用することができる。ただし、公表日より前にヘッジ会計の中止又は終了が行われたヘッジ関係には、第17項を除き適用することができない。</p>	<p>適用時期等</p> <p>22. 本実務対応報告は、公表日以後適用することができる。ただし、公表日より前にヘッジ会計の中止又は終了が行われたヘッジ関係には、第17項を除き適用することができない。</p>
<p>22-2. <u>20XX年に改正された本実務対応報告</u>（以下「<u>20XX年改正実務対応報告</u>」という。）は、公表日以後適用することができる。</p>	<p>（新 設）</p>
<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>2020年実務対応報告</p>	<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>（第25項の上に見出しを新設）</p>
<p>27. 金利指標改革に起因するLIBORの置換は、企業自身の意思決定に基づくものではなく、企業からみると不可避免的に生じる事象である。このような不可避免的に生じる事象に対して、そうした事態を想定して開発されていない会計基準を当てはめた場合、当該会計基</p>	<p>27. 金利指標改革に起因するLIBORの置換は、企業自身の意思決定に基づくものではなく、企業からみると不可避免的に生じる事象である。このような不可避免的に生じる事象に対して、そうした事態を想定して開発されていない会計基準を当てはめた場合、当該会計基</p>

公開草案	現行
<p>準の開発時には想定されていなかった結果が生じる可能性がある。こうした会計処理に基づく財務情報が提供されることは、財務諸表作成者が行った取引の実態を適切に表さず、結果として、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながらない可能性があると考えられる。</p> <p>特にヘッジ会計の適用については、金利指標改革の影響のみに起因して、現行の金融商品会計基準等の定めに従い、その適用を中止又は終了し、損益を認識することに対する懸念が多く聞かれたため、適切な適用範囲を定めたいうでヘッジ会計の適用に関する特例的な取扱いを定めることが必要であると考えられ、<u>2020 年実務対応報告</u>を公表することとした。</p>	<p>準の開発時には想定されていなかった結果が生じる可能性がある。こうした会計処理に基づく財務情報が提供されることは、財務諸表作成者が行った取引の実態を適切に表さず、結果として、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながらない可能性があると考えられる。</p> <p>特にヘッジ会計の適用については、金利指標改革の影響のみに起因して、現行の金融商品会計基準等の定めに従い、その適用を中止又は終了し、損益を認識することに対する懸念が多く聞かれたため、適切な適用範囲を定めたいうでヘッジ会計の適用に関する特例的な取扱いを定めることが必要であると考えられ、<u>本実務対応報告</u>を公表することとした。</p>
<p>20XX 年改正実務対応報告</p> <p>28-2. <u>2020 年実務対応報告の公表時には、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、公表から約 1 年後に、金利指標置換後の取扱いについて再度確認する予定であるとしていた。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>28-3. <u>2021 年 3 月に、英国金融行為規制機構（英国 FCA）は、LIBOR の運営機関である ICE Benchmark Administration が 2020 年 11 月に公表した市中協議における提案に基づき、LIBOR の公表停止時期を確定するアナウンスメントを正式に行った。その中で、米ドル建 LIBOR の翌日物、1 か月物、3 か月物、6 か月物及び 12 か月物については、2021 年 12 月末ではなく、2023 年 6 月末をもって公表停止</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p><u>されることとされた。また、2021年9月に、英国FCAは、代替金利指標への移行が真に困難な既存契約（タフレガシー）へのセーフティネットとして、従来の日本円建LIBOR及び英国ポンド建LIBORの一部のターム物について、市場データを用いて算出する疑似的なLIBOR（シンセティックLIBOR）を構築するための権限を行使することを公表した。</u></p> <p><u>当委員会では、これらの状況及び2020年実務対応報告の公表以後に当委員会に寄せられた意見を受けて、金利指標置換後の取扱いの再確認について2021年10月より審議を開始し、その結果を公開草案として公表することとした。</u></p>	
<p>範 囲</p> <p><u>20XX年改正実務対応報告</u></p> <p><u>33-2. 金利指標置換後の取扱いについて再度確認する過程では、シンセティックLIBOR（第28-3項参照）の本実務対応報告上の取扱いを明確化すべきであるとの意見が聞かれた。</u></p>	<p>範 囲</p> <p>（新 設）</p>
<p><u>33-3. シンセティックLIBORは、ターム物リスク・フリー・レート（日本円建LIBORであれば東京ターム物リスク・フリー・レート）に、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）によるLIBORから代替金利指標への置換に係る所定のスプレッド調整を加味したレートとして算出することとされている。そのため、シンセティックLIBORは、既存のLIBORと同様に「LIBOR」の名称を用いて公表さ</u></p>	<p>（新 設）</p>

公開草案	現行
<p><u>れるものの、公表が停止される LIBOR とは実質的に異なるものであると考えられる。</u></p>	
<p>33-4. <u>シンセティック LIBOR への移行は通常は金利指標の置換に該当すると考えられるが、当該金利指標の置換が第 3 項に示した本実務対応報告の適用範囲に含まれるかどうかの判断に関しては、本実務対応報告では「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」に該当するかどうかの判断の指標が例示されており（第 30 項参照）、その他の金利指標の置換と同様に当該指標に従って判断することとなる。したがって、シンセティック LIBOR についてのみ取扱いを明確化することは行わないこととした。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>会計処理</p> <p>金利指標置換後の会計処理</p> <p>ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）</p> <p><u>(2020 年実務対応報告)</u></p>	<p>会計処理</p> <p>金利指標置換後の会計処理</p> <p>ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）</p> <p>(第 53 項の上に見出しを新設)</p>
<p><u>(20XX 年改正実務対応報告)</u></p> <p>56-2. <u>第 28-3 項に記載したとおり、米ドル建 LIBOR の一部のターム物について、公表停止時期が 2023 年 6 月末に延期された。これにより、2020 年実務対応報告における金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間が米ドル建 LIBOR の公表停止時期より先に終了することとなった。</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>56-3. <u>金利指標置換後の取扱いについて再度確認する過程では、米ドル建 LIBOR を参照する契約の規模が日本円建 LIBOR に匹敵するものであることや、米ドル建 LIBOR から後継金利への移行に関する困難性が存在すること、さらに、金利スワップの特例処理などの適用について問題が生じる可能性があることなどが見出された。そのため、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を一定程度延長すべきとの意見が聞かれた。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>56-4. <u>金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間について、2020 年実務対応報告の開発の過程では、金利指標置換後においては、置換後の金利指標に基づいてヘッジ有効性の評価や会計処理を行うことが、ヘッジ会計の趣旨に適った会計処理であり、特例的な取扱いを定めることは、有用な財務情報を提供する観点としては望ましいとはいえない可能性があるとされていた。これを考慮すると、米ドル建 LIBOR についてのみ 2020 年実務対応報告における金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を 1 年延長し、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで延長することが考えられた。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>56-5. <u>しかし、米ドル以外の通貨建ての LIBOR に関する不確実性が完全になくなったということでもなく、また、適用期間を延長しても濫用のおそれがないと考えられた。そのため、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を米ドル建 LIBOR とそれ以外の通貨建ての LIBOR を分けることなく、一律に 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで延長することとした。</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>56-6. <u>審議の過程では、20XX 年改正実務対応報告の公表から約 1 年後に金利指標置換後の取扱いについて再度確認を行う予定とす</u> <u>かどうかについて検討を行った。</u></p> <p><u>これについては、20XX 年改正実務対応報告の審議時点で、米ドル以外の通貨建ての LIBOR に関する不確実性が完全になくなった</u> <u>ということでもなく、将来さらなる対応が必要となる可能性がある</u> <u>ため、1 年後に限定せず、将来必要な場合には改めて再度確認を行</u> <u>うこととした。</u></p>	(新 設)
<p>包括ヘッジ <u>(2020 年実務対応報告)</u></p>	<p>包括ヘッジ (第 57 項の上に見出しを新設)</p>
<p><u>(20XX 年改正実務対応報告)</u></p> <p>57-2. <u>20XX 年改正実務対応報告では、包括ヘッジに関する金利指標</u> <u>置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を、2024 年 3 月 31 日</u> <u>以前に終了する事業年度まで延長することとした。</u></p>	(新 設)
<p>金利スワップの特例処理等 <u>(2020 年実務対応報告)</u></p>	<p>金利スワップの特例処理等 (第 58 項の上に見出しを新設)</p>
<p><u>(20XX 年改正実務対応報告)</u></p> <p>58-2. <u>20XX 年改正実務対応報告では、金利スワップの特例処理等に</u> <u>関する金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間を、</u> <u>2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで延長することとし</u> <u>た。</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p>58-3. <u>金利指標置換後の取扱いについて再度確認する過程では、金利スワップの特例処理等に関する金利指標置換後の会計処理について定めた第 19 項について、趣旨を明確化すべきという意見が聞かれた。</u></p>	(新 設)
<p>58-4. <u>2020 年実務対応報告第 19 項は、金利指標置換前の取扱いを定めた第 11 項及び第 12 項の取扱いを適用していたかどうかにかかわらず、金利指標置換時以後、同項の取扱いを 2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで適用することができるとしていた。ここで、第 11 項の問題意識は、金利指標改革に起因する契約条件の変更又は契約の切替のみを原因として、金利スワップの受払条件の変更が想定されること、または、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標が一時的に異なることをもって、金利スワップの特例処理の要件を満たさないとしてこれを認めないことは、有用な財務情報の提供につながらないという点にあった。また、第 12 項の問題意識は、金利指標改革に起因する LIBOR の置換のみを原因として、金利指標置換前に一時的に振当処理の要件を満たさないことを理由に振当処理を認めなかった場合、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながらないという点にあった（第 47 項及び第 50 項参照）。</u></p>	(新 設)
<p>58-5. <u>また、2020 年実務対応報告第 19 項の定めは、金利スワップの特例処理等について、ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）に関する金利指標置換後の会計処理の定めと同様の効果を意図したものであった（第 58 項参照）。この定めは、ヘッジ会計の原則的</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p><u>処理方法（繰延ヘッジ）について、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期限が到来した後もヘッジ会計の適用を継続することが可能となることを意図したものであった（第 53 項また書き参照）。</u></p>	
<p>58-6. <u>さらに、金利指標改革に起因した金利指標の置換が行われたとしても、金利指標置換時以後の期間について金融商品実務指針第 178 項の⑤以外の金利スワップの特例処理に関する要件を満たすような金利指標の置換が本実務対応報告で定める金利指標置換後の会計処理の適用期間内になされる場合には、当初契約時に想定していたヘッジの効果の維持が見込まれる。これについて、2020 年実務対応報告第 19 項（20XX 年改正実務対応報告では第 19 項及び第 19-3 項）では特例的な取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換えたとしても、金利スワップの特例処理又は振当処理の適用を継続することができるとしていた。この取扱いにより、金利指標の置換に起因して一時的に金融商品実務指針第 178 項の③から⑤の要件が満たされなくなったとしても、2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度の期首以降も金利スワップの特例処理の適用を継続するためには、改めて金利指標の置換を行うことで金融商品実務指針第 178 項の⑤以外の金利スワップの特例処理の要件が満たされるような金利指標の置換が行われることが想定されていた。</u></p>	(新 設)
<p>58-7. <u>第 58-2 項から前項までの考え方は、2020 年実務対応報告について新たな解釈を示すものではない。しかし、本実務対応報告の定</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p><u>めに関して多様な解釈が生じることで、実務に意図しない影響を及ぼすことが考えられるため、2020 年実務対応報告の開発時の考え方を 20XX 年改正実務対応報告で明確化することとした。</u></p>	
<p>58-8. <u>金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間が 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで延長されても、米ドル建 LIBOR の一部のターム物の公表停止時期が 2023 年 6 月末とされたことに伴い、金利指標置換前において金利スワップの特例処理の要件を満たしていた取引に関して、金利指標改革に起因した金利指標の置換がなされ、かつ、当該金利指標置換時以後において金融商品実務指針第 178 項の⑤以外の金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合であっても、金利指標置換時が第 19 項の適用期間より後であるという理由で金利スワップの特例処理等が適用できなくなる場合が想定された。これについて、当該金利指標の置換が第 19 項の適用期間より後であるという理由のみにより機械的に金利スワップの特例処理が継続できないとすることは、第 58-4 項と同様に有用な財務情報の提供につながらない可能性があると考えられた。</u></p>	(新 設)
<p>58-9. <u>そのため、金利指標置換時が 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までに到来していない場合であっても、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までに行われた契約条件の変更又は契約の切替が金融商品実務指針第 178 項の⑤以外の金利スワップの特例処理の要件を満たしているときには、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の期末日後に到来する金利指標置換時以後も金</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<u>利スワップの特例処理を継続することができるものとした。また、適用にあたって一定の歯止めを設ける観点から、契約条件の変更又は契約の切替が第 19 項の適用期間内に行われることを求めることとした。</u>	
<u>58-10. 振当処理についても 2020 年実務対応報告と同じく、金利スワップの特例処理と同様に適用することができるものとした (第 19-3 項参照)。</u>	(新 設)

以 上